

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年9月30日
【会社名】	藤久株式会社
【英訳名】	FUJIKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 智章
【本店の所在の場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 774-1181 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 筒井 和宏
【最寄りの連絡場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 774-1181 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 筒井 和宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2020年9月29日開催の当社第60期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額153,751,650円

(注) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたします。当期(第60期)の期末配当につきましては、配当基準日が2020年6月30日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役任期を2年から1年へ変更するために、定款第23条の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、吉田茂生、堤智章、樹神雄二、永安吉太郎、西浦敦士、伊藤珠実、後藤邦仁、日野正晴、澤谷由里子及び奈良沙織を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、飯田利彦、西江章及び鳥羽史郎を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、尾関哲夫を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対しての退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任されます伊藤伸一郎、木浦潮及び飯田利彦に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	50,399	765	-	(注)1	可決 96.40
第2号議案	51,128	36	-	(注)2	可決 97.79
第3号議案				(注)3	
吉田 茂生	50,373	791	-		可決 96.35
堤 智章	50,367	797	-		可決 96.34
樹神 雄二	49,983	1,181	-		可決 95.60
永安 吉太郎	50,381	783	-		可決 96.36
西浦 敦士	50,373	791	-		可決 96.35
伊藤 珠実	50,379	785	-		可決 96.36
後藤 邦仁	50,378	786	-		可決 96.36
日野 正晴	50,344	820	-		可決 96.29
澤谷 由里子	50,369	795	-		可決 96.34
奈良 沙織	50,366	798	-		可決 96.33
第4号議案				(注)3	
飯田 利彦	51,110	54	-		可決 97.76
西江 章	49,116	2,048	-		可決 93.94
鳥羽 史郎	49,130	2,034	-		可決 93.97
第5号議案				(注)3	
尾関 哲夫	49,216	1,948	-		可決 94.13
第6号議案	49,199	1,965	-	(注)1	可決 94.10

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上